

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	認定こども園における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書【平成30年7月3日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、認定こども園における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜川市長

公表日

平成30年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	認定こども園における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	①申請に基づき認定こども園への入退園を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入園選考会議 3. 入園決定 4. 入園承諾通知 ②世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基準表をもとに利用者負担額を決定, 徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 利用者負担額決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	保育認定システム, 宛名管理システム, 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市保健福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長 太田 昇子
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	飯嶋 京子	上野 荘司	事後	
平成28年10月14日	評価書名	保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書	認定こども園における保育の実施等に関する 事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年10月14日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	本市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、認定こども園における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務	認定こども園における保育の実施等に関する事務	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)	①申請に基づき認定こども園への入退園を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入園選考会議 3. 入園決定 4. 入園承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに利用者負担額を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 利用者負担額決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請に基づき認定こども園への入退園を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入園選考会議 3. 入園決定 4. 入園承諾通知 ②世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基準表をもとに利用者負担額を決定, 徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 利用者負担額決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)	①申請に基づき認定こども園への入退園を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 利用者調整委員会 3. 入園決定 4. 利用承諾通知 ②世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基準表をもとに利用者負担額を決定, 徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 利用者負担額決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
平成29年11月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育認定システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	保育認定システム, 宛名管理システム, 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請届出サービス	事前	
平成29年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	上野 荘司	尾見 敦子	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	